

世田谷区青少年表彰実施要綱

(昭和 40 年 6 月 30 日区長決裁)

(目的)

第 1 条

青少年又は青少年団体で、その行動が他の模範となると認められるものを表彰し、更に一層の成果を期待すると共にその実績を区民に周知することにより、青少年の健全な育成に対する関心及び意識の高揚を図る。

(定義)

第 2 条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 表彰基準日 毎年 6 月 1 日をいう。
- (2) 青少年 表彰を行う年の表彰基準日現在 25 歳未満の者をいう。
- (3) 青少年団体 構成員の半数が青少年である団体をいう。

(表彰候補者)

第 3 条

青少年又は青少年団体で、区内において、おおむね次の行動が他の模範と認められるもの。

- (1) 次のいずれかの行動を 2 年以上継続中又は行ったもの。
 - ア 社会環境の美化等、公共の利益となるもの
 - イ 青少年又は青少年団体のリーダーとして主導的・指導的な役割を担い、特にすぐれているもの
 - ウ 社会福祉活動に取り組み、その活動が顕著なもの
 - エ その他、他の模範と認められるもの
 - (2) 次のいずれかの行動を 1 年以内に行ったもの。
 - ア 人命救助
 - イ その他、特に他の模範と認められる行い
- 2 同一事項についてすでに世田谷区より表彰された者は原則として除く。ただし、青少年団体の再表彰については、この限りでない。

(提出書類)

第 4 条

別に定める。

(表彰者の決定)

第 5 条

世田谷区青少年表彰審査会に基づく選考のうえ、区長が決定し、推薦者あて通知する。

選考にあたっては、特に次のものを重視する。

- (1) 自主的、自発的行為により行ったもの
- (2) 積極的かつ継続性をもっているもの
- (3) 地域において評価の高いもの

(その他)

第 6 条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則 (令和 2 年 1 月 31 日 31 世若者第 241 号)

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。